令和3年度 輸出先国の規制に係る 産地への課題解決支援委託事業 事 例 集



2022(令和4)年3月

一般社団法人 全国植物検疫協会



目 次

	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	タイ向けに高品質な果物等の輸出に取り組む事業者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2.	地域特産のモモ及びリンゴ生果実の輸出を目指す関係者	9
3.	タイの自社レストランで販売するため、ナシ生果実の輸出に 取り組む事業者 ····································	13
4.	東南アジア向けにかぼちゃ生果実の輸出を目指す生産者団体 ・・・・・・・・	17
5.	緑茶、ハーブ茶の輸出にあたりGFP訪問診断(オンライン)を 利用して輸出に取り組む生産者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6.	ベトナム向けにスギ材の輸出に取り組む事業者 ーコロナ禍で配船が大幅に遅れ再輸出検査で対応ー ···········	25
7.	染色加工技術を利用した熱処理により木材の輸出に 取り組む事業者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
8.	青果物の輸出に特化した産地形成に取り組む自治体(研修会の開催) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
9.	生産者等を参集したセミナーを開催し、農産物の輸出拡大に 取り組む自治体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
10.	タイ農産品等輸出研究会(勉強会)を開催し、地元農産物の 輸出促進に取り組む事業者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
11.	令和3年度GFPグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業 を推進する事業者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45

はじめに

植物等の農産物を輸出する場合は、輸出先国の要求する植物検疫条件等を遵守するとともに輸出国先の定める残留農薬基準等にも留意する必要があります。

このうち、輸出国先の要求する植物検疫条件については、条件に基づき植物を 大別すると次のようになります。

- 輸入を禁止する植物(該当する植物は輸出できませんが、二国間の合意事項や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます)
- 二国間合意事項に基づく特別な手続き(生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など)等を輸出国で実施することにより輸入を認める植物
- 事前に輸入許可(Permit)を取得し、その条件に合致した対応により輸入を 認める植物
- 輸出国政府の発行する植物検疫証明書(検査証明書)の添付により輸入を 認める植物
- 輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病害虫の付着のないことを記載した 植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で特別な検査(線虫検査や遺伝子診断など)を実施し、特定の病害 虫の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植 物
- 輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 植物検疫証明書(検査証明書)の添付を必要としない植物(輸出植物検査を受けずに輸出できます。)

輸出に当たっては、これらの条件を遵守して、栽培管理や病害虫防除、必要な手続き等を行う必要があります。

一方、残留農薬基準については、我が国と諸外国では登録されている農薬の相違や食文化・食生活の違いなど様々な要因からその数値が異なっています。このため、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要です。特に生果実や野菜など食品を輸出する際は、輸出先国の定める基準を超えていないかなど、事前に確認することなどが望まれます。

農産物の輸出を目指す方にとっては、これら植物検疫や残留農薬などは大きな課題ともなっており、円滑な手続き等を進めるうえで、これらの課題解決の支援をしてくれる専門家が望まれてきたところです。

当協会では、これらの状況等を踏まえ、本年度の「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」の実施に当たっては、輸出先国の植物検疫条件に基づく検疫手続きや残留農薬基準に則した病害虫防除などを支援するため、必要な専門家を登録し、産地や輸出事業者、物流事業者、都道府県等の自治体などからの相談内容や課題等の依頼に応じて、該当する専門家を派遣し、必要な説明を丁寧に行うよう務めました。

輸出先国の定める植物検疫条件や輸出先国の求める手続き等に係る支援では、 専門家は植物防疫所ホームページに掲載されている「輸出条件早見表(下図)」や 「各国の輸出条件に関する情報」、「各国の検疫条件」、「輸出検疫実施要領」等か ら最新情報を入手するとともに輸出先国が開示しているホームページなどからも 条件等の情報を確認し、必要な説明等を行いました。また、これらの条件や手続 き等に係る流れなどについては、図表等で解説する資料を作成して、説明するな どきめ細かい相談対応を行いました。

	FØ 25	麗介		42.7	J.		出す	04	80) (文案	#-	2(4	, A. I		A CARE						(華華)				palx		a e	۶.	- 3		【携帯品での検疫条件はこちら】 【郵便物での検疫条件はこちら】 機 老	
	健規能出租予国・地域	カキ	キウィフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナ	2	ブドウ	ウンシュウミカン	ŧ		イチゴ	カポチャ	キュウリ	スイ	トウガラシ	トマ	ピーマン	メロン	キャベツ	ネギ	111	レタス	2	3 1	7 7 7	T+	ニンジン	12	精	玄米	語 「本学について」 第	
Γ	12 国	Q*10-2	Q	Q*10-	2 ×	1 ×	1 ×	¹ a	Q*10	-1 ×	*1 ×	1 0	Q*10-	2 ×*1	×*1	×*1	Q*10-2	×*1	Q*10-0	Q	a	Q	0 :	x*1	*1 ×	*1 0	×*	×	a	a	a	(他中の配号について) ※注意事項15金数	
Г	台湾	Q	Q	a	☆	n	Q	a	0	ń	1 10	a	Q	٥	a	Q	×*1	Q	a	Q	a	a	0	*14	0 0	0 0	a	Q	a	٥	a	②: 植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。	
r	ф 🗓	×*2	×*2	×	PO	×	2 ×	××	2 ×	2 ×	*2 PC	××	×*2	×*	×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	K *2 3	*2 ×	*2 X	42 × 4	×	×*2	÷	× *2	Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。	
H	6 3	0	0	0	0	С	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9 6	0	0	0	0	0	0	P:輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。	
H	フィリピン	×*2	× *2	×*2	PO	-	-		2 ×	-	*2 P() ×*	×*1	-	V +2	× +2	×*2	× *2	×*2	× 12	×42	× *2	-		** ×	-	12 × 1	× *1	× 42	PO	-	☆: 二国際合意に基づく特別な検疫条件を選だしたもののみ輸出できます。 詳細についてはころら	
H	ベトナム	×*2	×*2	×*2	*	× .	2 ×*	2 ~*	2 1	×	*2 40		×*1		×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	× =2	×*2	9	_	-	*2 ×	42 × 4	V *0	× *2	Q	-	Q ×:輸出できません。	
H	21	*	*	*	*	-	1 0	-	*	4	-	-	×*1	_	*	O =1	*	×*1	*	Q	o o	-	-	-	0 0	-	-	Q	Q	Q	_	(注1:植物核疫証明書は植物防疫所が行う輸出検査に合格すると発給されます。)	
H	シンガポール	0	0	0	6	-	0	0	0	0	-	-	0	6	0	6	0	0	0	0	0	\rightarrow	-	-	9 6	-	-	-		0	-	(注2:輸入許可証は輸出相手国の植物検疫当局で申請・取得します。) ② 【裏中の注釈(◆)について】	
H	マレーシア	٥	0	٥	0	-	-	+	PC	-	0	-	0	0	٥	9	0	PO	_	-	٥		-	-	9 6		-	0	0	P0	-	*1 輸出相手国が輸入を原則禁止。	
H		_		·	-	-	-	v	-	_	-	Ť	0,0	-	Ť	PU	_		0		_	_	-	~	_	-	-	-	·		_	● *1 輸出相子協の権权を終りませた。 *2 輸出相子国の核疫条件が未設定又は不明。 *3 北緯30度以前の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可。	
H	<u>インドネシア</u>	Q	Q	Q	Q	-	-	-	o*	-	-	-	-	-	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q		-	-	-	0,	_			Q	-	Q *4 キプロス向けは果実に薬が付いていないこと。 *5 4月16日~9月30日の期間に輸入される場合は、植物検疫証明書が必要。	
L	ブルネイ		PQ	PQ	-	-	1	-	PC	-	-		PQ	-	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ		-	-	-	Q P				PQ	-	○************************************	
L	<u>477</u> E	×*2	-	Q*9	+	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-		_		-	-	$\overline{}$	\rightarrow	_	-	*2 ×	-	+	-	-		-	*7-2 栽培地検査又は消毒が必要。 *8 栽培地検査が必要。	
L	スリランカ	PQ	PQ	PQ	PC	PC	PO	PQ	×,	P	PQ P	Q P	Q P	2 ×*	PQ	PQ	PQ	PQ P	O*11 *9 消毒が必要。 *10-1 四国、九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。														
L	バキスタン	PQ	PQ	PQ	PC	PC	PC	PQ	PC	P	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ F	Q P	Q P	PQ	PQ	PQ	PQ	_	Q**** *10-2 九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。 *11 植物核疫の対象とならない場合あり(輸入許可証及び植物検疫証明書が不要)。 *12 個人活音用は禁止。	
	アラブ首長国連邦	Q	Q	Q	Q	Q	0	Q	٥	Q	0	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	0 0	0	Q	۵	Q	Q	Q	2011 *13 個人消費用は承年。 *14 個人消費用は、栽培地検査及び植物検疫証明書が必要。 *14 南西諸島及び小笠頂群島で生産されたものの輸出は不可。	
Ĺ	バーレーン	PQ	PQ	PQ	PC	PC	PG	PQ	PC	PO	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ	Q P	Q P	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ P	O ^{**1} *15 輸出相手国に確認中。 *16 生産された地区によって、輸出相手関が輸入を禁止している場合があります。	
	クウェート	PQ	PQ	PQ	PC	PC	PO	PQ	PO	P	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ F	Q P	Q P	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ P	0*11 対しくは、植物防疫所にお聞い合わせください。 *17 奔地の帯壁に基づく輸出条関の理地各等が終了後、輸出可能。	
×	オマーン	PQ	PQ	PQ	PC	PC	PO	PQ	PC	P	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ F	Q P	Q P	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ P	THE RESIDENCE AND A PROPERTY OF THE PARTY OF	
Ī	カタール	PQ	PQ	PQ	PC	PC	PO	PQ	PO	PO	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ I	PQ F	Q P	Q P	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ P	0*11 th.	
Ī	サウジアラビア	PQ	PQ	PQ	PC	PC	PO	PQ	PC	P	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ F	Q P	Q P	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ P	Q*11 ※注意事項・ご利用方法	
Т	EU	0	Q	0*1		0	0	0"	Q*7	1 0		0 0	0	0	0	42.2	Q	- 12-0	Q	0	Q	Q	0	0	0 0	0 0	0	0	0	٥	0	○ 1.利用上の注意	

(植物防疫所ホームページの植物条件早見表)

(「https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf」から)

一方、残留農薬に関する相談等にあっては、農林水産省のホームページに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」(下図)や「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病害虫防除マニュアル」などの資料から必要な情報をダウンロードして提供するとともに、輸出先国のホームページに掲載されている「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs)」から輸出予定の農産物の残留農薬基準値を抽出し、我が国の残留農薬基準値との比較表や農薬の商品名等を記載した表などに取りまとめて資料配付し、必要な説明をするなど支援を行いました。また、必要に応じて、代替農薬の使用などについても案内するなど支援を行いまし

た。併せて一部の国(地域)では、残留農薬検査で不合格となった事例等も公開していることから、これらの情報等も整理して資料配付しました。



(農林水産省ホームページの残留農薬基準に関するサイト)

(「https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html」から)

更に、農産物の輸出に当たっては、産地や品目によって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国の規制、ワシントン条約や種苗法(UVOP条約)に係る手続き、その他輸出先国の輸入規制等に係る手続き等も必要な場合があることから、必要な情報をホームページ等から入手し相談者に説明するなど支援を行いました。加えて、財務省が公開している貿易統計や植物防疫所が公開している植物検疫統計のデータを整理して、輸出(検査)の状況等を必要に応じて追加情報として提供しました。

専門家は、産地等に対してこれらの支援等を実施した場合、「輸出産地カルテ」

に相談の内容や支援の内容などを記録しています。また、これらの情報は事務局 と共有するとともに産地等と連絡を密にして、輸出が実現できるよう複数回産地 に出向くなどの支援も実施しています。

今年度の事業に当たっては、コロナ禍の影響もあってか相談や派遣依頼が少ない状況でしたが、合計で135件の輸出産地カルテを作成することができました。また、延べ80名の専門家を産地等に派遣して支援等を実施することができました(2022年2月末現在)。このほか、専門家の派遣等を必要としない相談も多数ありましたが、これらは電話や電子メール、オンラインによるビデオ通話などで対応するなど様々な支援を行っています。

ここに今年度専門家が対応した一部の事例の概要を事例集として紹介させていただきますので、今後の輸出の参考にしていただければ幸いです。

なお、ここに掲載の輸出先国の植物検疫条件等については、専門家派遣時のものです。農産物の輸出に当たっては、常に最新の情報を確認されますようお願いします。

事例 0 1

タイ向けに高品質な果物等の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

- ① 事業内容:国産青果物の海外輸出等
- ② 業務の特徴:日本の産地から輸出先国へダイレクトに輸出できるノウハウを構築し、ワンストップで輸出業務を請け負う輸出貿易商
- ③ 主な輸出先国:タイ、台湾、ベトナム、北米、EU
- ④ 会社理念:海外に関心が有り海外でブランド確立や販路拡大を目指す 方々と共に事業を邁進させる。

利益や感動を共に分かち合える組織として運営を行なう。

【輸出を目指す目的】

農産物輸出の気運の高まりから、我が国の安全・安心で高品質の果物を海外の人にも食べて貰いたい。特に東南アジアは経済成長が見られ、高品質な果物であっても、富裕層等からの一定程度の需要や贈答用の需要が見込まれ、市場としての価値が高いと考えている。

果物の輸出を行うことで、産地の活性化のみならず、ブランド確立により海外での知名度アップなど我が国農業に寄与できると思料している。

【事業者の取り組み内容】

過去は、農産物輸出をしたことは無かったが、タイに仕事の関係でお付き合いのある顧客から商談を持ちかけられ、品質の良いものを選んで輸出することとした。一方、タイは 2019 年から輸入される農産物の制度を改正し、我が国から輸出される青果物13品目について、日タイ合意事項に基づく検疫措置を行うよう求めてきたことから、課題解決支援事業の専門家に相談し、支援を受けた。



(ナシの収穫の様子 (相談者提供))

その後、2020年からタイの検疫条件に基づき、生産園地や選果こん包施設の 登録等の手続き等を行うとともにサンプル輸出などを経て本格的に輸出を行っ てきた。 2022 年度も継続してタイ向けに高品質なリンゴ、ナシ、モモ、ブドウ、イチゴ等の生果実を輸出することにしているとともにタイ以外の国向けにも輸出を検討することとした。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

タイ向けにリンゴ、ナシ、モモ、ブドウ、 イチゴ等の生果実を輸出したいが、どのよ うな手続きを行う必要があるのかが不明 である。

また、タイ以外の国向けの生果実に係る 検疫条件等が不明である。



(イチゴの栽培施設(相談者提供))

【支援等の内容】

タイ向け日本産リンゴ等の生果実に係る検疫条件、手続き等について説明するなど次の支援を行った。また、タイ向け生果実に係る新たな規制等の情報について、その都度メール等で知らせた。

- (1) タイ向け生果実
 - ① タイ向け日本産リンゴ等生果実に係る生産園地の登録:毎年、生産者、生産者団体等の責任者は、都道府県を通じて植物防疫所に申請書(一覧表)を提出し、植物防疫官が登録する。なお、都道府県又は地域の農業協同組合その他の団体が定めるGAP(Good Agricultural Practice(農業生産工程管理))を踏まえ、農薬を適正使用する等の病害虫防除及び栽培管理が行われることが求められている(GAP の取得を義務付けるものではない)。
 - ② タイ向け日本産リンゴ等生果実に係る選果こん包施設の登録:毎年、選果こん包施設の責任者は、都道府県を通じて植物防疫所に申請書(一覧表)を提出し、植物防疫官が登録する。なお、生果実の等級付け、選果こん包、病害虫被害果の除去等に係る標準作業手順書を有すること、タイが侵入を警戒する検疫対象病害虫の寄生果の混入がないことなどが求められている。
 - ③ 選果こん包等の実施:選果こん包等に当たっては、登録生産園地で生産されたタイ向けリンゴ等の生果実を選果すること、選果こん包作業前に清掃すること、選果作業に適切な照明設備及び選果設備を使用すること、こん包容器は未使用で清潔であること、こん包内に土、枝葉、植物残渣等の混入が無いこと、各こん包の側面にタイ向けであることなどの表示を行うことなどが求められている。
 - ④ 輸出検査:輸出者は、植物等輸出検査申請書にタイ農業局が発行する輸入許可証の写し及び登録選果こん包施設の責任者から交付された選果こん

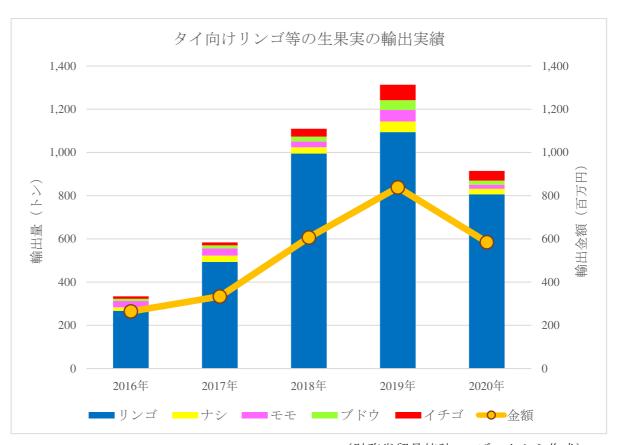
包実施報告書を添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所の植物防疫官に提出する。

⑤ 輸送方法:タイ向けリンゴ等の生果実は、商業用の船積み貨物又は航空 貨物として輸送する必要がある。

- タイ向け日本産リンゴ等生果実の輸出検疫条件 -

- 1 主な検疫対象病害虫:モモシンクイガ、リンゴコシンクイ、リンゴハダニ、輪紋病、灰星病等 2 主な検疫条件:
 - (1)登録生産園地での栽培:日本の植物防疫所が登録した生産園地で栽培され、適切に病害 虫防除及び栽培管理が行われること。
 - (2) 登録選果こん包施設での選果・こん包:日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、登録生産園地で生産された生果実を選果・こん包を行うこと。なお、こん包は、未使用の容器を使用し、各こん包への表示(日本産であること、輸出者名、品目名、登録生産園地番号、登録選果こん包施設番号及びタイ向けであること)を行うこと。
 - (3)輸出検査の実施:植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格すれば植物検疫証明書が発給される。

(植物防疫所 HP から)



(財務省貿易統計 HP データから作成)

(2) タイ以外の国向け生果実

- ① 台湾向け日本産リンゴ、ナシ、モモ、スモモ生果実については、生産園地 及び選果こん包の登録が必要である。また、台湾側検疫官による査察が行 われることになっている。
- ② ベトナム向けリンゴ、ナシ生果実については、生産園地の登録や選果こん包施設の登録のほか、低温処理の実施(低温処理施設の登録が必要)又は袋かけの実施などが求められている。また、栽培期間中(開花期及び収穫前の時期)における栽培地検査が求められている。
- ③ EU向けリンゴ、ナシ生果実については、日本で輸出前に栽培地検査を 受検する必要がある。また、植物検疫証明書の添付が必要である。

【事業者の対応状況】

事業者は、タイ向けにリンゴ等の生果実の輸出に協力してくれる生産者を開

拓し、生産園地の登録及び選果こん包施設の登録等の手続きを行い、無事に登録することができた。一方、タイのデパートなど関係者と協議し、売り場の確保や輸入通関の代行業者との契約など手続きを行った。

現在、月に2~3回程度のスケジュ ールでリンゴ等の生果実を航空便で 輸出している。



(タイでの販売の様子(輸出者提供))

【評価・所感】

事業者は、タイのデパートの一角に日本産生果実の売り場を確保し、定期的に高品質な果物を輸出することで、タイ消費者等の認知度を得るなど着実に事業を発展させている。タイの消費者からは高品質でとてもおいしいと評判になっているなど、お得意様もできつつあると聞いている。今後の更なる輸出増加に期待できる。

課題解決支援事業としは、タイ向け以外の国向けの生果実輸出にも支援を継続して行っていくこととしている。

事例02

地域特産のモモ及びリンゴ生果実の輸出を目指 す関係者

【輸出を目指す関係者】

① 地域商社:地域銀行等が出資して設立した会社

② 自治体:県農林水産部(輸出支援)

【輸出を目指す目的】

輸出を目指す事業者は、県産農産物の輸出を手掛ける地域商社である。県内には糖度が10.5 度以上、色、大きさで選別された高品質のモモ生果実を「北限の桃」として売り出しているブランド桃がある。また、リンゴの生産も盛んで、県独自の品種の栽培拡大にも取り組んでおり、酸味と甘みの絶妙なバランスが

生み出す、飽きない味わいが特徴としている。

近年、我が国農産物の輸出が盛んになっており、当地域産のモモやリンゴも十分に輸出対応できるものと考えている。中でも台湾では、日本産くだものの評価が高いと聞く。出荷時期が遅い「北限の桃」は高品質なこともあり、贈答用として台湾人にも好まれるものと想定している。



(ブランド「北限の桃」(相談者 HP より))

モモやリンゴを継続的に輸出する

ことにより、県産農産物の認知度を上げ、地域農業の発展につなげて行きたいと考えている。

【輸出者の抱える課題】

台湾向けにくだもの(モモ、リンゴ生果実)を輸出するのが初めてで手続き 等が不明である。また、台湾向け生果実の場合、台湾検査官の査察があると聞 いているが、どのように対応すれば良いか分からない。

【支援等の内容】

1 台湾向けモモ、リンゴ等生果実の輸出するに当たって、専門家が現地に出 向き関係者に植物検疫条件や手続き等についての説明を行うなど支援を実施 した。 ① 生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録が必要である。このうち、生産園地及び選果こん包施設については所定の申請書を作成して都道府県に提出し、生産園地は都道府県が、選果こん包施設は植物防疫所が登録することになっている。また、選果技術員の登録は、植物防疫所が技術研修を実施し、受講を終了した者を登録することになっている。なお、生産園地及び選果こん包施設の主な登録要件は次のようになっている。

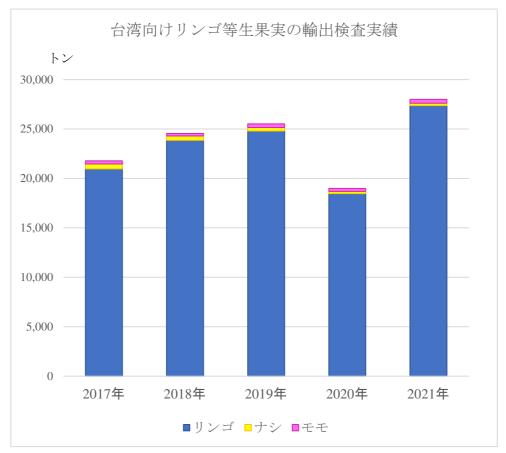
(ア) 生産園地

- ・ 生産園地は選果こん包施設と同一の都道府県内に所在するものに限られていること。
- ・ 都道府県の機関や生産者団体等が防除暦及び病害虫防除所等が提供する発生予察情報等に基づき防除指導を行い、これに従ってモモシンクイガに対する防除が行われること。
- · 防除状況が記録され、保管されること。

(イ) 選果こん包施設

- ・ 4月1日から10月31日までの期間、選果こん包前に生果実の保管を行う場合は、モモシンクイガの侵入を防止できる施設に保管できること。
- 選果及び検査のための十分な照明設備及び選果設備を有すること。
- ・ 夜間作業を行う場合には、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被 覆によりモモシンクイガの侵入を防止できること。
- ② 選果こん包は、登録された生産園で生産された生果実を登録された選果こん包施設で行うことになっている。なお、選果作業では少なくとも1人の選果技術員の配置が必要である。また、次の事項を遵守する必要がある。
 - ・ 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。
 - ・ 4月1日から10月31日までの期間は、モモシンクイガの侵入がないことを確認するため、粘着式トラップを設置して調査を行う必要があること。
 - ・ こん包に用いる容器は、未使用のものであること。また、容器に通気孔 を設ける場合は孔の直径が 1.6mm 以下のもので塞ぐ必要があること。
 - ・ 4月1日から10月31日までに夜間の選果こん包等を行う場合は、開口 部を閉鎖するなどモモシンクイガの再汚染防止措置を講ずる必要がある こと。
 - 各こん包の側面には、所定の台湾向け表示を行う必要があること。
- ③ 選果こん包作業が適切に終了した場合は、「台湾向け生果実選果こん包実施報告書」を作成し輸出者に交付する必要があること。
- 2 台湾向け生果実の輸出に当たっては、台湾側検査官による査察が行われる ことになっている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に係る入国規 制等の制限等があったことから、植物防疫所に査察に係る動向及び対応等に ついて確認の上、次の説明を行った。

- ① 今年度の台湾側検査官による査察については、日本側検査官が代行して確認することになったと聞いていること。
- ② 査察に当たっては、登録生産園地の情報、防除暦及び防除記録を提供する必要があること。
- 3 査察を受けるに当たって、生産園地及び選果こん包施設について専門家による事前の確認依頼があったことから、実地確認の上、留意点など必要なアドバイス等を行った。また、輸出検査や台湾での輸入検査でモモシンクイガが発見された場合は、施設等の登録が取り消されたり、植物検疫証明書の発給が停止されたりするばかりでなく、輸出年度に2回発見されると全国からの輸出が停止することになるので、十分に注意する必要がある旨を説明した。



(植物防疫所 HP のデータから作成)

【相談者の取り組み状況】

相談者は、生産園地の登録及び選果こん包施設の登録を受けるとともに、選果技術員研修を受講して選果技術員の登録を受けた。一方、生産園地については、防除暦に基づき、病害虫に対する適正な防除を実施するとともに園地内にモモシンクイガフェロモントラップの設置、園地内の除草、落下果実の撤去等を定期的に行うなど、適切な栽培管理を行った。選果こん包施設については、

施設出入口に黄色蛍光灯を設置するとともに選果に十分な照明機器の設置などを行った。

一方、査察に当たっては、関係書類(生産園地の情報、防除暦、防除記録、 園地の見取り図、選果こん包施設の平面図、選果技術員の研修資料、選果こん 包施設登録申請書類、モモシンクイガトラップ調査記録表、台湾向け表示シー ルとこん包資材等)を用意し、十分な説明を行うなど適切に対応した。

その後、収穫したモモ生果実及びリンゴ生果実をそれぞれ1回コンテナにより輸出を実現した。台湾での評価も良かったことから、次年度以降も継続して輸出することとしている。



(フェロモントラップ設置)



(選果施設一時保管庫)

【評価・所感】

相談者は、台湾向け生果実に係る検疫条件に基づき、必要な手続きを確実に行うとともに適切な栽培管理を実施し、輸出を実現させた。

「北限の桃」としてのブランドによる認知度向上にも努めており、次年度以降も引き続き輸出に取り組みたい意向であることから、輸出の増加が期待できる。

課題解決支援事業としては、相談者の依頼内容に応じて、必要な専門家を派遣するなど継続して支援いていくこととしている。

事例03

タイの自社レストランで販売するため、ナシ生 果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

- 型樹の作付面積:0.4ha
 果実の収穫量:100トン
- ③ その他:自社で生産したナシ生果実を、近隣のこん包施設を借り受け、タイ向けの選果こん包施設として登録を受ける。選果こん包施設はタイの衛生証明に対応すべく農政局の指導の下、JFS 規格の適合証明書を取得している。



(生産園地)

【輸出を目指す目的】

相談者は、肉牛の生産及び牛肉の販売を行っており、タイではレストランを経営している。これまで、自社生産の牛肉をタイに輸出し自社のレストランで提供するなど行ってきた。

一方、自社ではナシ生果実も生産しており、国内では美味しいと評価を受けている。このナシ生果実をタイの人にも食べて貰いたいと考えており、レストランで販売する計画をしている。

昨年度も輸出を計画していたが、国内需要が大きく、輸出用の荷口を用意できなかったため、断念した経緯がある。今年は是非とも輸出を実現させたい。

【生産者の取り組み内容】

昨年度、課題解決支援事業の専門家から輸出支援を受け、検疫条件や手続き等について理解した。支援いただいた内容に従って、昨年度、生産園地や選果こん包施設の登録申請を、県を通じ植物防疫所に行い、登録を受けることができた。本年度も同様に手続きを行い、登録を受けた。

また、生産園地については、GAPを踏まえ、農薬を適正使用する等、引き続き



(選果こん包施設)

適切な病害虫防除及び栽培管理を実施している。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

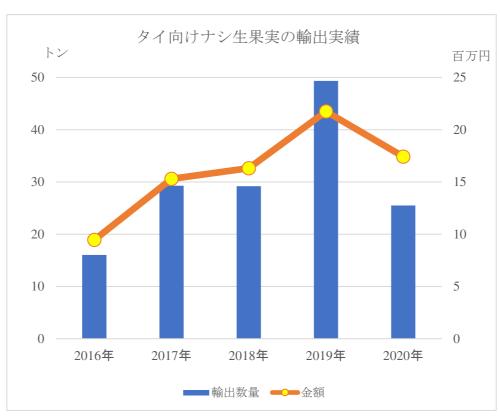
- ① 相談者は牛肉を輸出するノウハウと販路は持っているが、植物を輸出したことが無いため、手続関係が解らない。
- ② 2020 年8月にタイの残留農薬基準、2021 年 10 月に食品衛生管理規則が強化されており、これらの条件をクリアするための対応について不安がある。

【支援等の内容】

植物検疫、選果こん包施設の衛生管理、残留農薬基準等、次の事項について説明した。

- ① 植物検疫については、資料を提供して、植物検疫の概要や手続きの流れ、 タイ向けナシ生果実に係る検疫条件等について、模式図などの図表を用い て説明した。
 - タイ向けにナシ生果実を生産する園地の登録及び選果こん包する施設 の登録が必要である(既登録済)。
 - ・ 生産園地は、GAP(農業生産工程管理)を踏まえ、農薬を適正使用する等の病害虫防除及び栽培管理が行われることが求められている。ただし、GAPの取得を義務付けるものではない。
 - ・ 選果こん包に当たっては、適切な照明設備及び選果設備が必要であり、 また、自社の定める標準作業手順書に基づき、検疫対象病害虫の付着の ない生果実の選果等が求められている。
 - ・ 各こん包の側面には、タイ向けであること(EXPORT TO THAILAND)、 日本産であること、輸出者名、生果実の名称、登録選果こん包施設番号 及び登録生産園地番号を表示することが求められている。(当該表示に ついては、作成時にメールでサンプルを頂き、内容を事前に確認した)。
 - ・ 輸出に当たっては、事前にタイ農業局が発行する輸入許可証(Permit) の取得が必要となっている。
 - ・ 輸出検査を受検する際には、輸出検査申請書に輸入許可証の写し及び 選果こん包施設が発行した選果こん包実施報告書を添付して植物防疫 所に提出する必要がある。
- ② 選果こん包施設の衛生管理については、農林水産省 HP にある「タイ向け青果実の選別・こん包施設に係る規制への対応について」に基づき、次の説明を行った。
 - ナシ生果実は規制の対象になっていること。
 - ・ タイの基準に適合した衛生証明書が必要であること。(衛生証明書については、JFS 規格適合証明書を取得済み)

- ③ 残留農薬については、農林水産省 HP の「タイ向け輸入青果実に対する 農薬規制について」等の資料を配付し、次の説明を行った。
 - ナシ生果実は「低リスク」に分類されている。
 - ・ 輸出前に指定物質の分析結果証明書(COA)を取得し、タイ輸入時に 提示すれば通関手続を実施することが出来る。分析結果証明書を提示 できない場合は、輸入時に簡易キットによる分析が行われる。
 - タイの残留農薬基準は、薬剤によっては日本国内より低く設定されているものもあるので、留意が必要である。なお、課題解決支援事業では農薬の適正使用に係る専門家も登録しているので、無償での派遣も可能である。
 - 分析結果証明書の取得に関する相談等は、農政局が窓口となっている。



(税務省貿易統計データから作成)

【生産者の対応状況】

- ① 生産園地及び選果こん包施設については、専門家からの説明に従って手続き等を進め、無事に登録が完了した。
- ② 始めにサンプルとしてナシ生果実 10 カートンを輸出することとし、輸送での品質保持等も含めて手続き等を確認することとした。
- ③ また、残留農薬の数値を調べるため、分析機関に依頼して分析結果証明 書を取得した。その結果、問題になる農薬の残留は認められなかった。

- ④ サンプルのナシ生果実は、通関業者を通じて植物防疫所に申請、受検して、植物検疫証明書を取得後、航空貨物で輸出した。
- ⑤ サンプルは、タイに到着後、植物検疫や残留農薬検査、通関等を問題な くクリアし、現地レストランに届けることができた。
- ⑥ なお、サンプルの1割ほどにダメージが見られたこと、コスト面でも問題があることなどから今後検討することとしているとのことであった。

【評価・所感】

最初に相談を受けてから輸出までに2年間要し、その間2回の訪問支援を 行った。相談者に植物検疫の内容及び手続について理解をしていただき、着実 に輸出までの道筋を支援できたものと考えている。

今回は自社のレストランで販売するため、輸出数量は少量であったが、植物の輸出についてノウハウが得られ、現地の邦人にも好評を得たことが大きな収穫であったと聞いている。

ナシ生果実の本格的な輸出に向け、引き続き、相談に応じた支援を行ってい くこととしている。



(植物検疫条件等の説明支援の様子)

事例 0 4

東南アジア向けにかぼちゃ生果実の輸出を目指 す生産者団体

【団体の概要】

- ① 組合委員数:10戸
- ② かぼちゃの作付面積:28.5ha
- ③ 収穫量:470トン
- ④ 取り組み:2016年に7戸の生産者が集まり生産組合を発足させ、長期保存が可能で、食味・食感の優れている共通の品種を育ててブランド化を図るとともに認知度の向上に努めた。生産したかぼちゃは国内市場を中心に出荷し、



(かぼちゃ畑)

消費者からは好評を博している。また、収穫の機械化など省力化の検討も進めている。

【輸出を目指す目的】

かぼちゃのブランド化を図り認知度は高まったものの、人口減少が進む国内市場だけでは、かぼちゃのマーケットが小さくなることは避けられない状況にある。また、国内市場では小玉(9玉以上/10kg)の需要が無く、廃棄せざるを得ないことも課題であった。一方、海外では東南アジアにおけるニーズ調査で小玉を好む傾向が顕著であることが判明した。このため、今後成長が期待される東南アジアを中心とした海外マーケットに新たな販路を開拓するとともに、かぼちゃの生産性を向上させ、地域農業の発展につなげたい。

【生産者の取り組み内容】

かぼちゃの輸出は、輸出規制が少なく関税のかからない香港及びシンガポールからスタートしていくこととし、2018年には香港向けに、2019年にはシンガポール向けに出荷した。ニーズを調査したところ小玉が好まれる傾向にあることが判明した。その後、2020年にマレーシアに輸出したところ同様に小玉の人気が高いことが確認された。また、日本産かぼちゃは安全・安心、更には品質

が優れているとの高い評価を受け、一定の需要が確認された。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

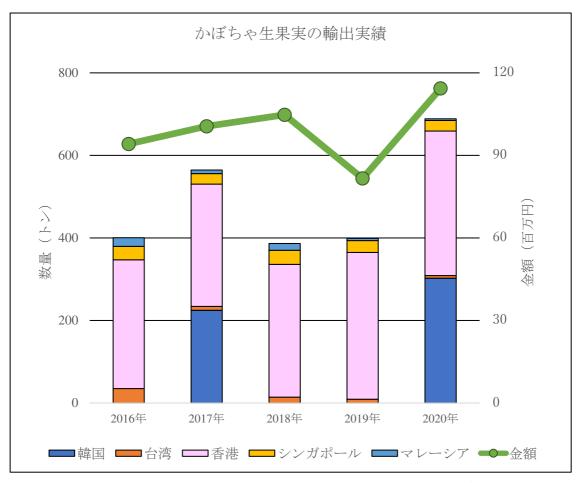
- ① 生産段階:人手不足、高齢化が進む中で、将来的な機械化、AI 化が必要となっている。また、海外での評価向上のため GLOBAL GAP の認証取得を目指したい。
- ② 加工・保存段階:長期的な出荷を目指すため、かぼちゃの貯蔵環境の整備を図り、更なる長期保存を可能にしたい。また、傷果は加工用として利用し、輸出先国のニーズにあった付加価値のある商品開発を図りたい。
- ③ 流通段階:輸送中の温度帯保持が重要である。コールドチェーンの整備などが必要と考えている。また、流通コストの低減を図ることも需要である。
- ④ 販売段階:現地の顧客の生の声を聴き、顧客の反応を自らの目で確認して販売に活かしたい。また、台湾向けなど新たな市場にも輸出を広げたい。

【支援等の内容】

当該生産地域のグローバル産地化のため関係者を集めた会合が 2021 年 10 月 に開催され、課題や計画の進捗状況等の共有が図られるとともに、当該会合に おいて、専門家から次の説明等を行った。

- ① かぼちゃ生果実の植物検疫条件は輸出先国によって異なる。既に輸出している香港やシンガポール、マレーシアは日本で検査を受けずにそのまま輸出できる。一方、台湾向けは植物検疫証明書の添付が求められていることから日本で輸出検査を受け、植物検疫証明書を添付する必要がある。この他、中国やベトナム、タイなどは輸入を禁止又は検疫条件を設定していないため輸出できない。
- ② 植物検疫証明書の取得は、植物防疫所に検査申請し、検査の結果合格になれば発行される。検査場所は、輸出港にある植物防疫所や保税倉庫が一般的であるが、生産地域にある集荷場などでも検査が行われている(植物防疫所と事前の調整が必要)。
- ③ かぼちゃ生果実の輸出に当たっては、残留農薬にも留意が必要である。 残留農薬基準値については、輸出先国によって異なるため、輸出先国の基準に合わせた農薬の使用や防除体系の確立が必要と考える。因みに台湾での残留農薬に係る日本産かぼちゃの不合格事例を調べたところ、ここ数年、不合格となった事例は確認されなかった。
- ④ かぼちゃ生果実の輸出状況(下図)を見ると香港、韓国向けが多く、次いでシンガポール向けなどとなっている。なお、植物防疫所が公表している

植物検疫統計を見ると輸出数量は少ないがEU向けなどにも輸出されている。



(財務省貿易統計データから作成)

【生産者の対応状況】

- ① 香港向けについては、4店舗に輸出している。今後は、プロモーションを含め、関係者と連携を取りながら輸出量を増加させていく計画としている。
- ② シンガポールについては、1店舗向けに輸出している。GLOBAL GAP を取得した生産者がいるため他社と差別化も出来ている。これまでは出荷スタートが収穫後の後半であったが、今年度は収穫後直ぐに輸出をスタートさせる予定である。定常的な流通を実現しており、安定的な販路先になるものと考えている。
- ③ マレーシア向けについては、1店舗に輸出している。コンテナでの混載により11月中旬から1月中旬まで毎週の輸出を実現している。今後は、かぼちゃ以外の根菜類などを含めた地場産青果物の輸出拡大にも努めたい。

- ④ 台湾向けについては、サンプル輸出を行い、良い評価を受けたことから、 定期的な輸出を計画している。更にマレーシアと同様に定常的な輸出につ なげていく計画である。
- ⑤ かぼちゃの通年を通した輸出を 実現させるため、廃校となった学校 施設を活用して、温度管理などを徹 底し、長期保存が可能となるよう取 り組んでいる。また、長期保存のた めに必要な電力確保についても、地 域にあるダムを活用した水力発電 の設置等について関係者と連携し て進めている。



(廃校を利用した貯蔵施設)

⑥ 今後は、海外での大玉の需要拡大 や切れ目のない供給体制の構築などにも取り組むこととしている。

【評価・所感】

生産団体は、減産傾向にあったかぼちゃについて、国内市場での販売だけでなく輸出を目指したことにより、地域の生産面積を拡張し、増産を実現させている。また、かぼちゃの収穫は、重量物であることもあり、生産者の労働過重となっていたが、剪定鋏の開発や機械化の模索など軽減にも努めている。

輸出先については、検疫手続き等の不要な香港等向けが主体であったが、更なる販路拡大のため、台湾など他の国・地域向けにも取り組んでおり、今後の輸出拡大が期待できる。

課題解決支援事業においては、生産者の相談に応じて、必要な専門家を派遣するなど引き続き支援することとしている。



(貯蔵されているかぼちゃ)



(かぼちゃの選果・こん包)

事例05

緑茶、ハーブ茶の輸出にあたりGFP訪問診断 (オンライン)を利用して輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

<u>A社</u>: 茶葉を栽培している。日本茶最高峰の茶葉「さえみどり」、「やぶきた」 を栽培し、国内で販売をしている。

B社:農薬・化学肥料を使用せずに栽培した「やぶきた」をはじめとした日本 茶及び甘茶の生産販売に取り組んでいる。また、自然乾燥した「あまちゃ (Hydrangea属)」を使用したフレーバーティ商品の販売も検討している。他に薬草などを混合した製品の開発構想もある。

【輸出を目指す目的】

<u>A社</u>:過去に輸出を行ったことがあるが、現在は輸出していない。国内取引だけでは、販売量や価格が安定しないため、外国への販路を開拓したい。また、自分の栽培したお茶が海外で販売・飲用されることへのあこがれも抱いている。

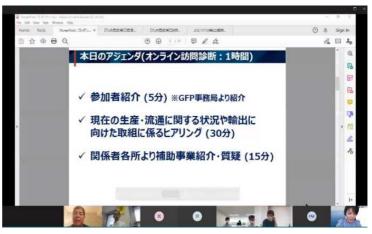
<u>B社</u>:12~13年前からシンガポールへの輸出を始めた。3年前にアメリカでの催事販売に甘茶を出品したところ好評で、継続販売を予定していたが世界的なコロナ渦で催事販売が中止となり、輸出できていない。緑茶、甘茶の海外販路を拡大したい。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

<u>A社</u>:バイヤーが興味を持つのは有機栽培のお茶であることを関係者から説明を受けた。自社の栽培は有機ではないため輸出に戸惑いがある。昨年、

残留農薬の検査を実施したところ「クロルフェナピル」が検出されたため今年は使っていない。今は、減農薬に心掛けている。

B社:バイヤーとの商談に おいて国際認証の取 得等が話題になる。こ れらを取得する必要 があるのか。最近台湾 への輸出に際し、放射



(オンライン訪問の内容)

能の検査証明書や製造工程表を提供したが、残留農薬検査については直近のデータもないことから、提供していない。

あまちゃを使用したハーブ系のお茶の需要がどの程度あるのか把握で きていない。

【支援等の内容】

いずれの相談においても、オンラインによる GFP 訪問診断が行われ、専門家から資料配付の上、輸出検疫や残留農薬基準等に係る説明を行った。

訪問診断の参加者は、相談者の他、関係する地方農政局、地域を管轄するジェトロ、都道府県の担当者らが参加し、相談者との対話の中で課題等の解決に向けた説明等が行われた。

<u>A社</u>:輸出希望の香港、米国、マレーシア、EUへの輸出に際しては、輸出検査を受けずに輸出ができる。

中国、ベトナム、タイ、インドネシア、インドは我が国の輸出検査が、インド、パキスタンは輸入国の輸入許可証の取得が必要である。

お茶の輸出に際しては残留農薬基準値に注意する必要がある。今回希望

している 4 か国については、農林水産省のホームページに基準値が掲載されている。同表では、対象となる農薬成分ごとに日本、CODEX の基準値と16の国・地域の基準値が掲げられ、日本の基準値よりも厳しい基準値は着色されて関連する URL の記載もあるの

で、この表で確認すると良い。



(オンラインでの残留農薬関係の説明)

また、この表に記載のない国については課題解決支援事業に連絡・照会いただければ、調査して回答する。

なお、昨年の残留農薬検査で検出された「クロルフェナピル」については、 1年使用しないとのことであるが、土壌や植物で残留している可能性もあ るので、注意が必要である。

<u>B社</u>:台湾向けの甘茶については、自然乾燥させたものは輸出植物検疫の対象となり、植物検疫証明書の添付が必要である。輸出の手続きについては資料を参照の上、実施してほしい。特に輸出関係者は、申請書の作成・提出、受検日の調整、受検時の立会いが必要となる。

残留農薬については、海外では我が国よりも厳しい国が多くある。輸入時の検査も厳正に実施している国もあり、台湾はそのうちの一つである。本年、台湾の輸入時の検査において台湾の基準値を超える農薬成分が検出されたとの報告がある。その中にお茶もあり、緑茶、抹茶、ほうじ茶、粉茶、ティーバック入り緑茶等から殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤等5種類の農薬成分が検出されている。

輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業 2021年12月22日

あまちゃの残留農薬基準(日本、台湾の比較)

整理	農薬名 (英名)	農薬名 (和名)	日:	本	台湾						
番号	辰栄石(央石)	辰栄有 (和有)	MRL(ppm)	備考	農薬名	MRL (ppm)	備考				
1	1,3-DICHLOROPROPENE	D – D	0.01			不検出					
2	2,2-DPA	2,2-DPA	₩0.01	一律基準		不検出					
3	2,4-D	2,4-D	0.07		2,4 - D	0.1	Others (tea)				
4	2,4-DB	2,4-DB	0.2			不検出					
5	2-PHENYLPHENOL	オルトフェニルフェノール	20			不検出					
6	4-CPA	4 - CPA	0.1			不検出					
7	ABAMECTIN	アバメクチン	0.08		Abamectin	0.05	Others (tea)				
8	ACEPHATE	アセフェート	0.05		Acephate	0.05	Others (tea)				
9	ACEQUINOCYL	アセキノシル	1			不検出					
10	ACETAMIPRID	アセタミプリド	5		Acetamiprid	0.05	Herbs and spices,Others (tea)				
11	ACIBENZOLARS-METHYL	アシベンゾラルS-メチル	0.3			不検出					
12	ACIFLUORFEN	アシフルオルフェン	0.1			不検出					
13	ACRINATHRIN	アクリナトリン	₩0.01	一律基準		不検出					
14	AFIDOPYROPEN	アフィドピロペン	3			不検出					
15	ALANYCARB	アラニカルブ	0.1			不検出					
16	ALDRIN and DIELDRIN	アルドリン及びディルドリン	0.1			不検出					
17	AMETOCTRADIN	アメトクトラジン	50			不検出					
18	ASULAM	アシュラム	0.1			不検出					
19	ATRAZINE	アトラジン	0.02			不検出					
20	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	70		Azoxystrobin	0.05	Others (tea)				
20	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	70		Azoxystrobin	5	Herbs				
21	BENALAXYL	ペナラキシル	0.05			不検出					
22	BENDIOCARB	ベンダイオカルブ	0.05		Bendiocarb	0.05	Others (tea)				

(専門家が作成し提供したあまちゃの残留農薬基準値に関する資料)

お茶の基準値については、農林水産省のホームページに掲載されているので、参照されると良い。一方、甘茶の残留農薬基準については、支援事業で調査し、作成したので、資料を提供する。なお、必要に応じて残留農薬分析することを勧める。

【評価・所感】

今回紹介した2事例は、海外での販路拡大、自社ブランドの海外での愛飲を目的として本格的な輸出に取り組むため GFP に登録された方々で、GFP の訪問診断を利用されたが、昨今のコロナ渦によりオンラインによる訪問となった。オンラインでの訪問診断では時間的制約もあり、十分な説明が行えないという実態であり、相談者の課題に対し適格に対応することが難しいと考えている。

今回説明した「お茶」の輸出に当たっては、輸出相手国(輸入国)が我が国で輸出植物検疫の受検を要求して国は多くなく、これらの国へは輸出植物検査を受けずに輸出することが可能となっている。

しかし、今回相談があったハーブティーのように「ちゃ (Camelia 属)」を材料としていない製品については、検査を必要とすることがあるので注意がいる。

台湾のように自然乾燥したものについては、「ちゃ」であっても検査を必要としている。

また、昨今、減農薬、無農薬で栽培された製品が輸出といる傾向が強いが、無農薬栽培であっても栽培であっても栽培である。特に周囲からの農薬がある。少しで残留農薬がある。少しで残留農薬がある。場合は国内で残留農薬がある。

なお、農林水産省が平成 28 年に取りまとめた「輸出 相手国の残留農薬基準値に 対応した日本茶の病害虫防 除マニュアル」には、ドリフ トや輸出に対応した防除体 系の事例等がまとめられて

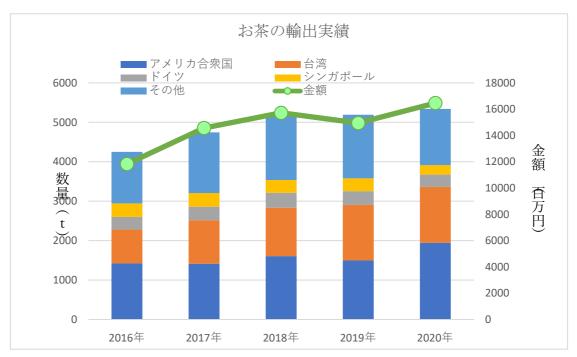
緑茶(製茶)の輸出検疫条件

			H	0
			湾	0
			港	0
1	IJ	Ľ	ン	0
ン カ	ず ポ	_	ル	0
レ	_	シ	ア	0
			U	0
			国	0
	1		ス	0
ル	ウ	I	_	0
	シ		ア	0
国	(本	±)	0
	ナ		ダ	0
+	•	·	П	0
	ル		_	0
			IJ	0
ラ	Š	;	ル	0
	ン ガルル国	ン ガ ポ レ ー イ ウ シ 国 (本 + :	ン ガ ポ ー レ ー シ イル ウェ シ 国 (本 土 ナ キ シ	満 注 イ リ ピ ン ン ガ ポ ー ル レ ー シ ア U 国 イ ウ エ ー コ ス ー シ ー フ 国 (本 土) キ シ コ ト ル ー リ

- オーストラリア ニュージーランド 0 1 PQ リラン PQ ス カ キスタ PQ 玉 Q ベ ۲ ナ ᄉ Q 1 Q インドネシ ァ Q ۴ a アラブ首長国連邦 Q
- ◎:植物検疫証明書無しで輸出で きます。
- Q: 植物検疫証明書を添付すれば 輸出できます。
- P: 輸出相手国の「輸入許可証」を 取得する必要があります。

(出所:植物防疫所HP)

いるので参考にされると良いと考える。課題解決支援事業では引き続き GFP 訪問診断に協力し、農産物の輸出拡大に向けて様々な支援を行っていくこととしている。



(財務省貿易統計データから作成)